

産業廃棄物処理計画書	
6年 6月27日	
旭川市長 殿	
提出者 住 所 旭川市旭町2条7丁目12番地90 氏 名 株式会社 橋本川島コーポレーション 代表取締役 橋本 毅 電話番号 0166-55-0001	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 橋本川島コーポレーション
事業場の所在地	旭川市旭町2条7丁目12番地90
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	〔0611、0631〕 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 9,784百万円
③従業員数	141人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	個々の作業所における廃棄物の管理は各現場代理人が、建材の梱包材の再利用や、仮設資材の再利用を徹底することにより廃棄物排出の抑制を目指し、可能な限り廃棄物を分解して分別する。廃棄物の処理は、官庁からの許可を取得している業者に委託し処理する。 委託した業者に対しては官庁からの許可を必ず確認した後、処理又は運搬委託契約を締結しマニフェストを利用して、適法に処理する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 総務部 (会社全体の廃棄物管理を統括) ↓ 廃棄物管理者 (土木部、舗装部、建築部、住宅事業部、環境事業部、橋梁事業部 部門長) ↓ 各現場代理人 (担当事業所の廃棄物を管理) ↓ 官庁からの許可を取得している業者 (処理又は運搬委託契約を締結しマニフェストを利用して、適法に処理)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 顧客の要望の範囲内で出来得る限り再生品を購入利用する。		
②計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 床の仮設養生材を購入せずに建材の梱包材で代用する。 可能な場合、当社の建築設計基準に基づいて設計を行い、建築物に利用する資材から解体までについて、総合的に廃棄物の排出を抑制する。 。 その他、仮設材の積極的再利用により廃棄物の排出を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り廃棄物を分解して分別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 既設構造物を解体処分する場合、可能な限り分別して中間処理をしてリサイクルする。 また、現場事務所から排出されるものを含め、作業工程で発生する廃棄物は原則現地で分別して運搬処分する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の処理は、全て処理許可を所有している収集運搬・処分業者と処理委託契約を交わし、マニフェストを利用して、その全量を委託により処理する。廃棄物処理に関する法・条例の認識を深めると共に、特に改正に伴う手順の社員、協力業者への周知に努める。ISO14001の規定要求事項に基づく当社環境マネジメントマニュアルに定めた運用管理手順(E446)の効果的運用を行うとともに、ISO管理室・各部門定期パトロールにより、その実施状況を確認、指導する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	現状の取組を維持		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

① 現状

産業廃棄物の種類		燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラス陶器くず	廃石綿	がれき類	混合廃棄物	13号廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)		814.50	1.24	176.99	0.97	499.10	0.10		151.00	328.89	0.003	2,744.10	136.39	0.30	0.90	4,854.48				
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)																				
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)																				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)		814.50	1.24	176.99	0.97	499.10	0.10		151.00	328.89	0.003	2,744.10	136.39	0.30	0.90	4,854.48				
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																				
	再生利用業者への処理委託量(t)						499.10			151.00			2,661.80				3,311.90				
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																				

② 計画

産業廃棄物の種類		燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラス陶器くず	廃石綿	がれき類	混合廃棄物	13号廃棄物	特管廃棄物	合計				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)		733.1	1.1	159.3	0.9	449.2	0.1	0.0	135.9	296.0	0.0	2,469.7	122.8	0.3	0.8	4,369.0				
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)																				
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)																				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)		733.1	1.1	159.3	0.9	449.2	0.1	0.0	135.9	296.0	0.0	2,469.7	122.8	0.3	0.8	4,369.0				
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																				
	再生利用業者への処理委託量(t)						449.2			135.9			2,469.7				3,054.8				
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																				

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。